

埼玉県指定診療・検査医療機関 各位

埼玉県保健医療部長 山崎 達也
(公 印 省 略)

令和4年度年末年始期間中に係る発熱患者等の診療日等について（照会）

日頃、発熱患者等の診療・検査体制の確保につきまして多大な御協力を賜り、また、オミクロン株による第7波においても非常に多くの診療・検査を実施していただき、厚く御礼申し上げます。

埼玉県のホームページ上で診療・検査医療機関の検索ができる「埼玉県指定 診療・検査医療機関検索システム」は、令和2年12月1日の稼働開始から令和4年9月末までに約492万件ものアクセスがあり、非常に多くの方にご利用いただいているところです。

しかしながら、年末年始期間中は、診療日や診療時間が通常と異なる医療機関も多いと考えられます。こうした情報を検索システムに掲載し、年末年始期間中も発熱患者が迷わず、身近な医療機関で受診できるようにする必要があります。

つきましては、御多忙のところ大変恐縮ですが、年末年始期間中（12月29日（木）～1月5日（木））の診療日や診療時間等について下記のとおり御回答をお願いいたします。

記

1 主な照会項目

(1) 埼玉県指定 診療・検査医療機関の指定番号

※『埼玉県指定 診療・検査医療機関』指定通知書の右上に「第〇〇〇〇〇号」と記載されている5桁の番号です。

※今回郵送でお送りした本通知の封筒の宛名ラベル下部にも記載しています。

(2) 医療機関名

(3) 医療機関所在地

(4) 年末年始期間中の発熱患者等の診療日、診療時間

2 回答方法

以下のホームページから、埼玉県申請・届出サービス（電子申請）で回答してください。スマートフォン、タブレットでも回答できます。

【令和4年度年末年始期間中に係る発熱患者等の診療日等について】

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/corona-sitei/nenmatsunenshi2022.html>



回答ページ

3 回答期限

令和4年11月18日（金）12:00 まで

4 留意事項

- ・ 今後の感染動向等がはっきりしないため、御回答が難しい場合もあると存じますが、システムへ掲載する情報は12月下旬まで修正可能ですので、現時点で分かる範囲での御回答をお願いいたします。
- ・ 年末年始期間中に発熱患者等の診療・検査をする場合でも、本照会に御回答をいただかないと検索システムにその情報が反映されず、検索結果として表示されませんので、御注意ください。
- ・ 検索システムの掲載イメージは、別添を御参照ください。
本照会に御回答いただけなかった場合は、検索システムに「年末年始期間中（12/29（木）～1/5（木））の診療については未確認のため、医療機関へお問い合わせください。」といった旨の記載をさせていただきますので、御承知おきください。
- ・ 年末年始期間中（12/29（木）～1/5（木））前後の情報は掲載できませんので、御了承ください。
- ・ 御回答いただいた医療機関には、システムへの仮掲載後、12月上旬に掲載内容の御確認をお願いする予定です。

5 その他

- ・ 年末年始期間中の発熱患者等の診療日、診療時間以外の項目に追加・修正等がある場合は、以下のホームページから、埼玉県申請・届出サービス（電子申請）で回答してください。

【埼玉県指定 診療・検査医療機関の指定について】

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/corona-sitei/top.html>



回答ページ

担当	埼玉県保健医療部	医療政策幹グループ
電話	048-830-7961	
Mail	a7500-01@pref.saitama.lg.jp	